

事業報告

概 要



■ 徴収額(37ページ参照)

2022年度の実績額は、2021年度比122億8千万円の増の1,290億1千万円であった。

サブスクリプションサービスや動画投稿サービスが好調を維持したインタラクティブ配信に加え、各種行動制限(新型コロナウイルス感染対策)の緩和が追い風となった演奏等も大幅な増となり、全体として、これまでの過去最高であった2019年度の実績額(1,176億9千万円)を上回った。

■ 分配額(38ページ参照)

2022年度の実績額は、2021年度比96億7千万円の増の1,256億4千万円であった。

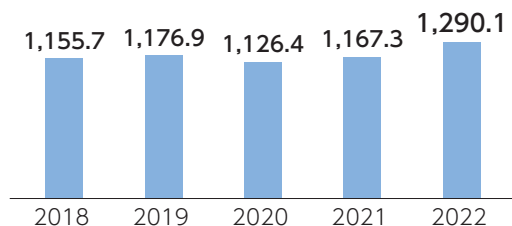
これは、主に2021年10月から2022年12月までの徴収額を反映したものである。

インタラクティブ配信が好調を維持したほか、演奏等も大幅な増となり、全体として、これまでの過去最高であった2020年度の実績額(1,206億3千万円)を上回った。

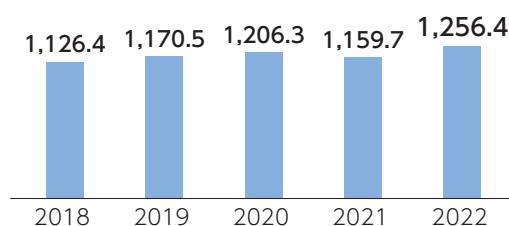
「第12 収支予算執行状況」(37ページ以降)の項目は、割愛しています。

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ実績額 単位：億円)

徴収額の推移



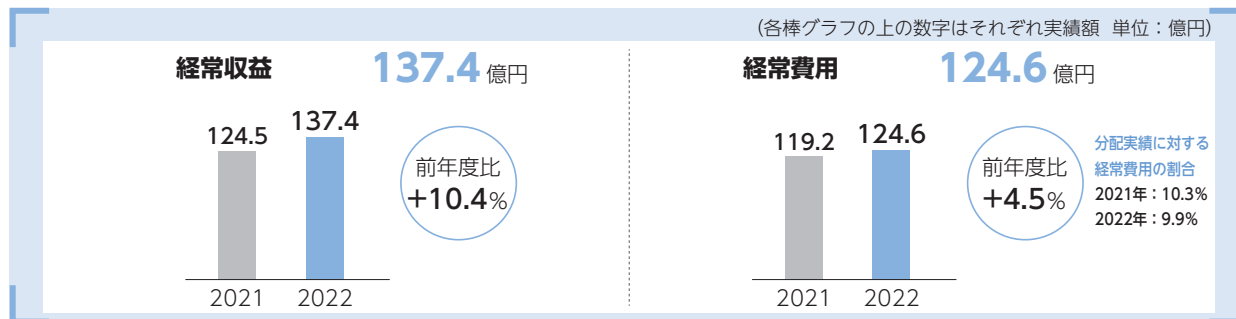
分配額の推移



【参考】

分配対象作品数・権利者数(演奏・録音・特定目的複製・複合等全分野を通じたユニーク数)

	2021年度	2022年度
分配対象作品数	2,826,076作品	2,990,954作品
分配対象権利者数(内国)	著作者 76,252人 音楽出版者 2,895者	著作者 79,765人 音楽出版者 3,025者
分配対象権利者数(外国)	著作者383,105人 音楽出版者48,318者 (117の外国団体を通じて分配)	著作者392,345人 音楽出版者48,888者 (120の外国団体を通じて分配)



■ 経常収益(39ページ参照)

2021年度実績額比12億9千万円の増であった。

分配の状況を反映し、管理手数料収入が演奏等で9億円、インタラクティブ配信で5億1千万円の増となった。

■ 経常費用(40ページ参照)

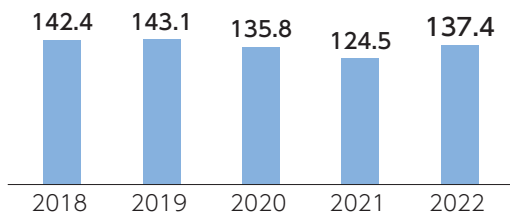
2021年度実績額比5億3千万円の増であった。

これは、行動制限緩和後の積極的な業務推進により旅費交通費や海外出張費が増となったこと、音楽著作物利用許諾契約や使用料の請求に関する情報を管理するシステムのサーバ機器交換に伴う費用を支出したことなどによるものである。

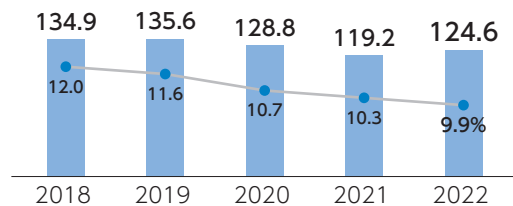
収支差額は12億8千万円であった(経常収益の実績額137億4千万円と経常費用の実績額124億6千万円の差額)。この差額は、「収支差額金分配規程」に基づき、2023年度に分配される。

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ実績額 単位：億円)

経常収益の推移



経常費用の推移



※折れ線グラフは、分配実績に対する経常費用の割合の推移を示している。

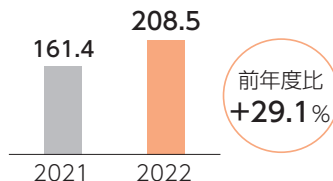
第1 徴収関係

主な分野・種目の状況は以下のとおりである。

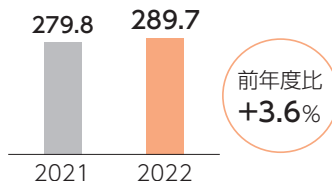
1 演奏

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ徴収実績額 単位：億円)

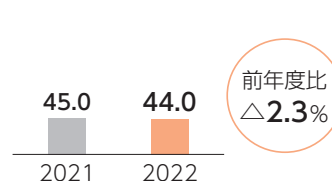
演奏等 **208.5** 億円



放送等 **289.7** 億円



有線放送等 **44.0** 億円



■ 演奏等

上演・演奏会等に牽引され、2021年度実績額を大きく上回った。

上演・演奏会等については、入場定員等に係る制限が緩和され、大規模コンサートの開催件数が増加したことなどから、2021年度実績額を大きく上回った。下半期に限ればコロナ禍前の水準をも大きく上回っており(2019年度下半期比115.5%)、通期で見た場合も2019年度比98.8%まで回復している。

社交場及びカラオケについては、飲食店の営業に対する制限が緩和されたことなどから、2021年度実績額を上回ったものの、コロナ禍前の水準とはまだ隔たりがある(2019年度比79.9%)。

演奏等実績額内訳

(単位：億円)

利用方法	実績額	前年度比
上演・演奏会等	78.1	203.3%
社交場	16.6	101.6%
カラオケ	98.3	109.5%
BGM	5.5	98.2%
ビデオ上映	2.9	105.2%
遊技機※(上映・演奏)	6.7	81.7%

※使用料の対象となるのは、パチンコ・パチスロ

■ 放送等

番組放送については、使用料の算定基礎となる各事業者の2021年度放送事業収入が全体的に好調であったことから、2021年度実績額を上回った。2021年度放送事業収入の好調は、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に伴う広告料収入等によるものである。

CM放送については、アルコール飲料の分野で管理楽曲を利用したCMが好調を維持したほか、交通・観光・アミューズメントの分野がコロナ禍の反動で好調に転じたことなどから、2021年度実績額を上回った。

放送等実績額内訳

(単位：億円)

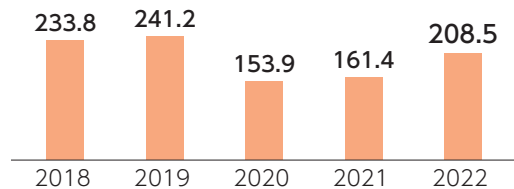
利用方法	実績額	前年度比
番組放送	240.4	103.2%
CM放送	49.2	105.5%

■ 有線放送等

有線ラジオ放送及び有線テレビ放送については、いずれも2021年度実績額を下回った。

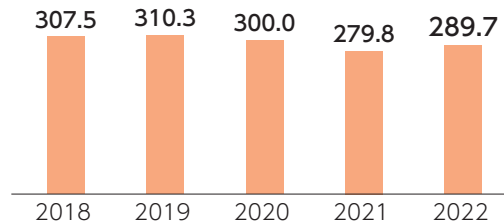
(各棒グラフの上の数字はそれぞれ徴収実績額 単位：億円)

演奏等の推移

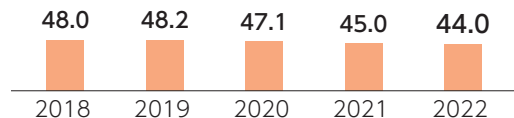


※BGMについては、2018年度まで「演奏等」とは別に計上していたが、比較のため、上記グラフでは「演奏等」に含めている。

放送等の推移



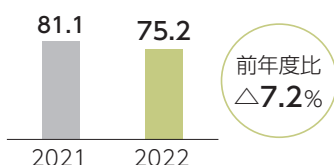
有線放送等の推移



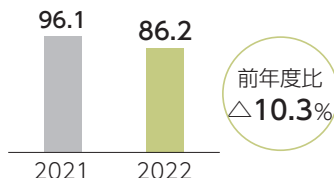
2 録音 特定目的複製

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ徴収実績額 単位：億円)

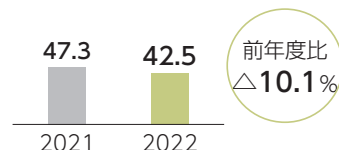
**オーディオ
ディスク** **75.2** 億円



ビデオグラム **86.2** 億円



特定目的複製 **42.5** 億円



■ オーディオディスク

2022年のCD・レコード等生産実績(金額ベース)が2021年を上回るなど、コロナ禍からの回復傾向が一部に見られるものの、管理作品を収録したヒット製品が少なかったことなどから、2021年度実績額を下回った。

■ ビデオグラム

パッケージから配信への移行(定額制動画配信サービスの普及等)が進んでいること、前年度に大ヒット製品があったことなどから、2021年度実績額を下回った。

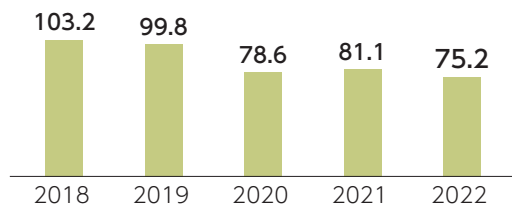
■ 特定目的複製

広告目的複製については、在宅需要を背景にアルコール飲料等の広告における管理楽曲の利用が好調であった一方で、自動車関連の広告で利用が減少したことなどから、2021年度実績額を下回った。

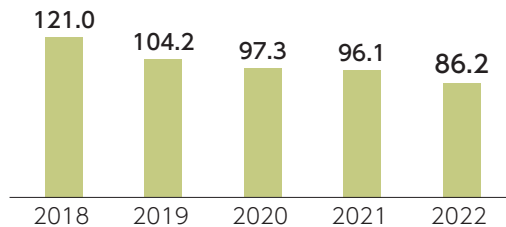
ゲーム目的複製については、家庭用ゲームにおける管理楽曲の利用が低調だったことなどから、2021年度実績額を下回った。

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ徴収実績額 単位：億円)

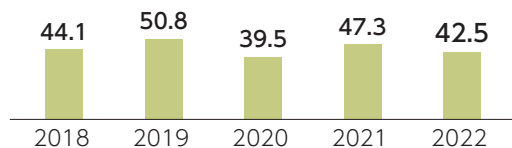
オーディオディスクの推移



ビデオグラムの推移



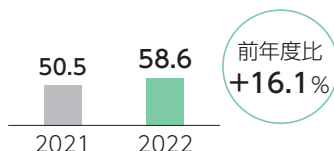
特定目的複製の推移



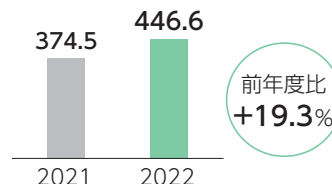
3 複 合

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ徴収実績額 単位：億円)

通信カラオケ 58.6 億円



インタラクティブ配信 446.6 億円



■ 通信カラオケ

飲食店の営業に対する各種制限(新型コロナウイルス感染対策)の緩和に伴い、通信カラオケ端末の稼働台数が増加したことなどから、2021年度実績額を大きく上回った。

■ インタラクティブ配信

パッケージから配信への移行(サブスクリプションサービスの普及等)が更に進んだことなどから、ほぼ全ての分野で好調が続ぎ、2021年度実績額を大きく上回った。

音楽ダウンロードについては、市場の縮小が続いていることから、2021年度実績額を大きく下回った。

音楽サブスクリプションについては、大手配信事業者が提供するサービスの会員数増加が続いていることに加え、一部の大手配信事業者の提供するサービスについて増額更改を行ったことなどから、2021年度実績額を大きく上回った。

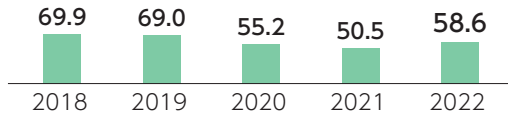
動画等については、市場の拡大が続く中、大手配信事業者の提供するサービスを中心に好調を維持していることなどから、2021年度実績額を大きく上回った。

インタラクティブ配信実績額内訳 (単位：億円)

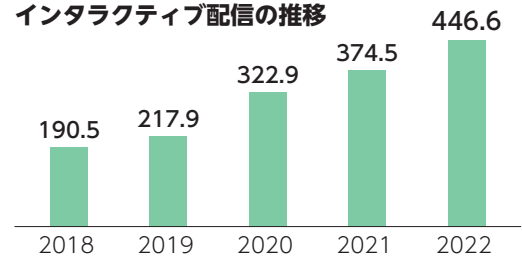
利用方法	実績額	前年度比
音楽ダウンロード	13.1	78.3%
音楽サブスクリプション	192.9	118.3%
動画等(動画サブスクリプション、動画投稿サービス等)	218.1	122.7%
インターネットCM	12.5	142.2%
その他	9.9	122.7%

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ徴収実績額 単位：億円)

通信カラオケの推移



インタラクティブ配信の推移



4 TOPICS

1 YouTubeに関する新たな許諾契約の締結

YouTubeにおける管理楽曲の利用について、Google社との間で新たな許諾契約を締結した。この新たな契約の下で、管理楽曲の利用状況をより精緻に使用料の分配に反映させることを目的として、「Content ID」(YouTube上の著作権で保護されたコンテンツを著作権者が保護、管理するためのツール)の活用を本格的に開始した。

2 メタバースでの音楽利用についての告知

メタバースでの音楽利用に対する関心が高まっていることを受け、インタラクティブ配信の使用料規定を適用して許諾することを具体例付きで案内する解説を作成し、コーポレートサイトで告知した。

3 放送番組の同時配信サービスに関する協議

民放在京キー局が4月から本格的にサービスを開始したことを受け、その動向を注視しつつ、ビジネスモデルやサービスの内容に応じた適正な使用料評価の在り方について、利用者団体や放送事業者との間で協議を継続した。

4 パートワーク製品等に係る規定の整備

ドラマ・アニメのビデオグラムのうち、パートワーク製品(テーマに沿って定期的に刊行される分冊形式の出版物に同梱のDVD等)及び廉価版製品(発売から数年後に価格を下げて再発売するもの)について、低廉な小売価格に見合うものとなるよう使用料規程を変更した(2023年4月1日から実施)。

5 ブライダル関連利用への対応

オンライン結婚式における管理楽曲の利用について、一般社団法人ブライダル音楽申請システム(Bmas)との間で業務協定を締結した。Bmasは、配信事業者の委託を受け、協会に対する利用報告及び使用料の支払事務を代行する。なお、Bmasは、一般社団法人日本レコード協会と同様の合意をしていることから、配信事業者はBmasを通じて著作権及び著作隣接権の利用報告等をまとめて簡便に行うことができるようになった。

6 外国入金増加等に向けた取組

音楽コンテンツの海外展開が進む中、管理楽曲の外国地域における利用について適正な徴収・分配を確保するため、以下の取組を行った。

(1) 動画コンテンツ情報等の登録

管理楽曲が収録された動画コンテンツ(アニメ等)の情報を各国の著作権管理団体に迅速に提供すること、及びそのような動画コンテンツを各国の著作権管理団体が的確に特定できるようにすることを目的として、次の①②を行った。

- ① 各国の著作権管理団体が参照するデータベース(CISAC(著作権協会国際連合)が運営するデータベース)への登録作業を効率化するシステム開発
- ② 動画コンテンツ(アニメ等)やそこに収録された管理楽曲の現地語表記タイトル情報の上記①のデータベースへの追加登録

(2) 外国著作権管理団体との管理契約の締結

2023年1月、SAYCE(エクアドル共和国の著作権管理団体)と演奏権及び録音権について相互管理契約を締結した。

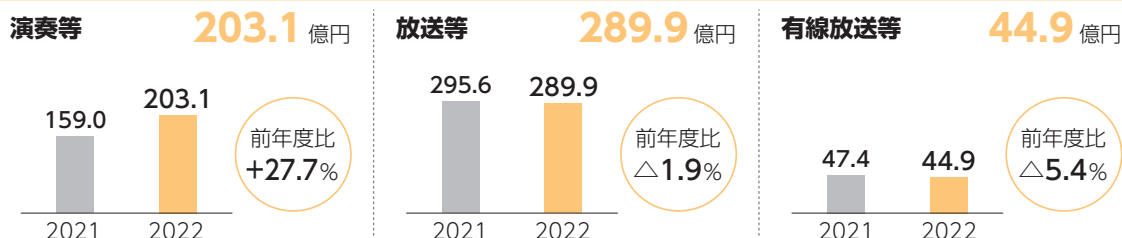
第2 分配関係

主な分野・種目の状況は以下のとおりである。

※ 分配対象作品の特定方法、計算方法等については、協会ウェブサイト「分配のしくみ」をご参照ください。
(<https://www.jasrac.or.jp/bunpai/index.html>)

1 演奏

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ分配実績額 単位：億円)



■ 演奏等

上演・演奏会等、社交場及びカラオケについて2022年1月から12月までに支払われた使用料が分配対象となっている。

イベントの開催及び飲食店の営業に対する制限(新型コロナウイルス感染対策)が順次緩和され、使用料徴収額がコロナ禍前に戻つつあることから、2021年度実績額を大きく上回った。

演奏等実績額内訳

(単位：億円)

利用方法	実績額	前年度比	分配対象作品数
上演・演奏会等	69.5	193.7%	241,989
社交場	16.9	107.2%	35,441
カラオケ	100.0	107.5%	322,129
BGM	5.5	97.2%	473,650
ビデオ上映	2.8	104.7%	156,027
遊技機※(上映・演奏)	8.2	139.2%	852

※使用料の対象となるのは、パチンコ・パチスロ

■ 放送等

番組放送は、NHK、民放地上波ラジオ及び民放地上波テレビについて2021年10月から2022年9月までの利用分として支払われた使用料、コミュニティ放送、放送大学学園、民放衛星ラジオ及び民放衛星テレビについて2021年4月から2022年3月までの利用分として支払われた使用料が分配対象となっている。使用料の算定基礎となる各事業者の放送事業収入が新型コロナウイルス感染症の影響等により全体として減少したことなどから、2021年度実績額を下回った。

CM放送は、2021年10月から2022年9月までに支払われた使用料が分配対象となっている。アルコール飲料の分野で管理楽曲を利用したCMが好調を維持したほか、交通・観光・アミューズメントの分野がコロナ禍の反動で好調に転じたことなどから、2021年度実績額を上回った。

放送等実績額内訳

(単位：億円)

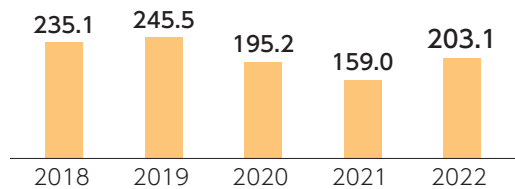
利用方法	実績額	前年度比	分配対象作品数
番組放送	240.6	96.0%	808,779
CM放送	49.2	109.5%	490

■ 有線放送等

有線ラジオ放送は2021年4月から2022年3月までに支払われた使用料が、有線テレビ放送は2021年4月から2022年3月までの利用分として支払われた使用料が分配対象となっており、いずれも2021年度実績額を下回った。分配対象作品数は、有線ラジオ放送が418,645作品、有線テレビ放送が226,418作品であった。

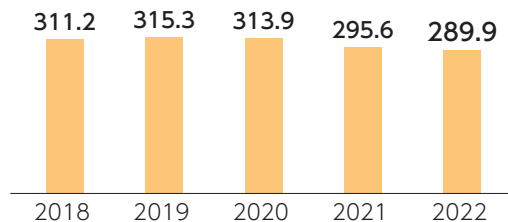
(各棒グラフの上の数字はそれぞれ分配実績額 単位：億円)

演奏等の推移

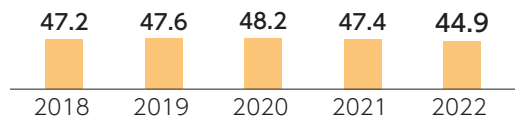


※BGMについては、2018年度まで「演奏等」とは別に計上していたが、比較のため、上記グラフでは「演奏等」に含めている。

放送等の推移



有線放送等の推移

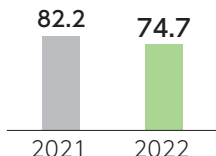


2 録音 特定目的複製

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ分配実績額 単位：億円)

オーディオ ディスク

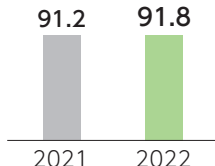
74.7 億円



前年度比
△9.1%

ビデオグラム

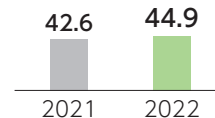
91.8 億円



前年度比
+0.7%

特定目的複製

44.9 億円



前年度比
+5.3%

■ オーディオディスク

大手レコード会社など包括契約者について2022年5月・8月・11月・2023年2月に支払われた使用料、包括契約者以外の利用者について2022年1月から12月までに支払われた使用料が分配対象となっている。複数の大ヒット製品があった2021年度実績額との比較では減となった。分配対象作品数は、511,993作品であった。

■ ビデオグラム

大手映像ソフト制作会社など包括契約者について2022年3月・6月・9月・12月に支払われた使用料、包括契約者以外の利用者について2022年1月から12月までに支払われた使用料が分配対象となっている。パッケージから配信への移行が進み市場は縮小傾向にあるものの、大ヒット製品があったことなどから、2021年度実績額をわずかに上回った。分配対象作品数は、164,130作品であった。

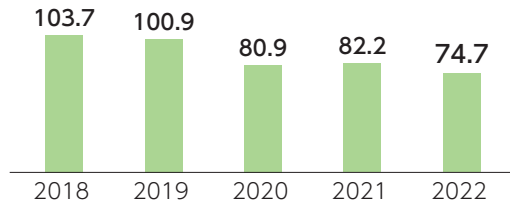
■ 特定目的複製

広告目的複製は、2022年1月から12月までに支払われた使用料が分配対象となっている。アルコール飲料等の広告における管理楽曲の利用が好調であったことなどから、2021年度実績額を上回った。分配対象作品数は、762作品であった。

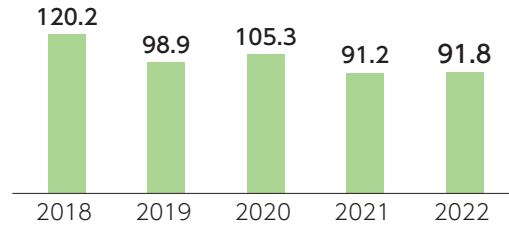
ゲーム目的複製は、2022年1月から12月までに支払われた使用料が分配対象となっている。遊技機(パチンコ・パチスロ)について、2022年2月の規制変更に対応するための機種入替需要があったことなどから、2021年度実績額を上回った。分配対象作品数は、2,732作品であった。

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ分配実績額 単位：億円)

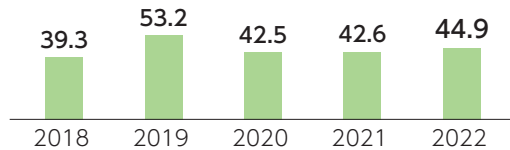
オーディオディスクの推移



ビデオグラムの推移



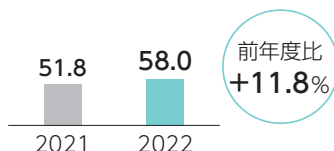
特定目的複製の推移



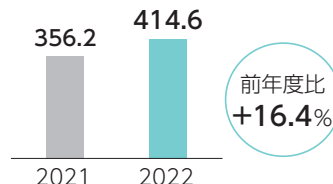
3 複 合

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ分配実績額 単位：億円)

通信カラオケ **58.0** 億円



インタラクティブ配信 **414.6** 億円



■ 通信カラオケ

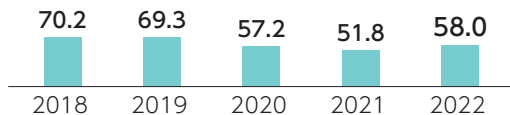
2022年1月から12月までに支払われた使用料が分配対象となっている。飲食店の営業に対する各種制限(新型コロナウイルス感染対策)が緩和されたことに伴い、通信カラオケ端末の稼働台数が増加したことなどから、2021年度実績額を上回った。分配対象作品数は、311,855作品であった。

■ インタラクティブ配信

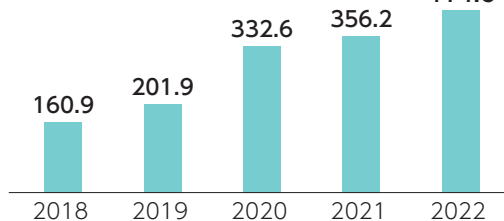
2022年1月から2022年12月までに支払われた使用料及び2023年1月に支払われた使用料(大規模音楽配信分)が分配対象となっている。音楽・動画のサブスクリプションサービスや動画投稿サービスが好調を維持していることなどから、2021年度実績額を大きく上回った。分配対象作品数は、2,399,537作品であった。

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ分配実績額 単位：億円)

通信カラオケの推移



インタラクティブ配信の推移



4 TOPICS

1 分配規程等の変更

管理委託範囲選択区分の細分化(「演奏権等」の区分の細分化)に対応して、著作物使用料分配規程及び同細則を次のとおり変更した(6月理事会決議)。

- ・ ホール型ライブハウス(ライブ観覧スペースにいる客に対する食事の提供がない施設)の分配方法に係る規定を新設した(2022年12月分配期から実施)。演奏会型ライブハウス(演奏者が日替わりで出演し、多種多様な作品が演奏利用される施設)と同様、利用者・委託者からの利用曲目報告及び協会が収集したセットリスト情報に基づいてセンサス分配を行う。
- ・ 歌謡教室(受講者に歌唱を教授する事業を行う施設)の使用料について、カラオケ社交場分配基金に区分して分配する対象をカラオケ教室(カラオケ機器を使用して歌唱指導を行う施設)に限定した(2022年9月分配期から実施)。なお、カラオケ教室以外の歌謡教室の使用料については、音楽教室の使用料として分配する。

2 分配明細書のデジタル化

2023年6月分配期からの開始に向けて、システム構築等を進めるとともに会報、メンバーズページ等で委託者への周知を図った。

3 作品届未提出への対応

作品届が提出されない作品については、利用実績を把握しても、関係権利者とその分配率を確定できず分配保留となる。これを解消するため、内国作品について「著作物権利関係確認書兼作品届」の活用を進め、外国作品についても音楽出版者・外国団体に対して作品届等の提出を依頼した。これらの結果、24,143作品(4億5千万円)の分配保留の解消につながった。

4 授業目的公衆送信補償金の分配開始

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)から受領する授業目的公衆送信補償金について、分配規程を新たに制定し、2023年3月分配期から分配を開始した。なお、同補償金については、経過措置として、当面の間インタラクティブ配信使用料として分配計算が行われる。

5 管理手数料実施料率の引下げ

経常収益が経常費用を確実に上回る見込みとなったことから、支出の見込まれない部分をできる限り早く多くの委託者に還元するため、2023年3月分配期に適用する管理手数料実施料率の一部を引き下げた。

また、2023年度予算の策定過程において、経常収益が経常費用を上回る見込みとなったことから、2023年度の各分配期に適用する管理手数料実施料率の一部を引き下げることを選定した(2023年2月理事会決議)。

使用料の区分	届出料率	2022年度実施料率	2023年3月分配期	2023年度
演奏等(大規模演奏会等)	25%	15%	13%	12.5%
演奏等(カラオケ)	25%	24%	22%	22%
演奏等(ビデオ上映)	25%	25%	25%	23%
演奏等(遊技機上映・演奏)	25%	15%	15%	13%
放送等	10%	8.5%	6.5%	8.5%
有線放送等	10%	9.5%	7.5%	9.5%
業務用通信カラオケ	10%	9%	7%	9%
インタラクティブ配信	10%	9.5%	7.5%	9.5%
授業目的公衆送信補償金	20%	9.5%	7.5%	9.5%
映画上映	25%	25%	25%	23%

※ 変更前の実施料率表については以下URL参照。なお、実際の使用料分配額に対する運営費用の実費の割合は、9.9% (3ページ参照)である。

<https://www.jasrac.or.jp/release/pdf/230209.pdf>



第3 違法利用等への対応

1 法的措置

(1) 演奏

()内は2021年度

刑 事	民 事					合 計
告訴	本案訴訟	仮処分	民事調停	支払督促	その他	
0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (1件)	1,219件 (656件)	13件 (11件)	21件 (22件)	1,253件 (690件)

(2) 録音・出版

以下の事案について刑事告訴を行ったほか、使用料滞納について5件の民事調停及び2件の支払督促を申し立てた。

- ① 正規品のライブビデオ等をジャケットやレーベル面も含め精巧にコピーして作成された海賊版(DVDやBlu-ray Disk)を中古買取業者に持ち込んで買取をさせるなどしていた事案(1件)
- ② 多数の管理楽曲をマイクロSDカードやポータブルオーディオプレーヤーに無許諾で複製した上で、それらをインターネット上のフリーマーケットに出品していた事案(1件)
- ③ 無断複製したDVDをインターネット上のオークションで販売していた事案(1件)

(3) 公衆送信

ファイル共有ソフトを利用して音楽ファイルを無断アップロードしていた事案について、1件の刑事告訴を行った。

2 インターネット上の違法利用対策

リーチサイト・リーチアプリ(※)について、広告主団体に対する広告出稿抑止の要請、広告事業者に対する広告削除の要請を実施した。また、下表の監視・警告を継続的に実施した。

※ 他のウェブサイトに蔵置された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツに誘導するためのウェブサイト・アプリケーション

監視システム(J-MUSE)を活用した対応	利用許諾契約の締結又はファイル等の削除を求めるメールの送信 インターネットサービスプロバイダ(ISP)に対する送信防止措置要請通知	504件 3,115件
ファイル共有ソフトを悪用した侵害への対応	音楽ファイル等の削除を求める通知を侵害者に送るようISPに要請	10,016件
海賊版出品への対応	インターネット上のオークション・フリーマーケット運営者に対する情報削除要請	112,344件

第4 管理委託促進のための取組

1 信託契約手続等の電子化等

権利者の利便性の向上等を図るため、信託契約締結等の各種手続について、オンラインで行うことも可能とした。6月の定時社員総会及び10月の理事会で関連規程の一部変更を決議し、KENDRIX(29ページ参照)からの手続については10月31日に、コーポレートサイトからの手続については2023年1月26日に、オンラインによる受付を開始した。

また、信託契約締結手続における審査基準(※)について、投稿型サービス及び音楽ライブ配信の実績による申込みも可能とする見直しを行った(10月の理事会で関連規程の一部変更を決議)。

※ 著作権の管理を引き受けることが適当かどうかを審査するため、申込者の楽曲について、第三者による一定の利用実績の有無を確認している。

2 著作者を対象とする取組

若手音楽クリエイターを対象としたトークイベント「JASRAC Creator's Path Vol.11」を開催し、音楽著作権の基礎知識や協会の役割に対する理解の促進を図った(9月)。

また、地方を拠点とする音楽クリエイターとの信託契約締結を促進するため、全国の支部を活用して対面による説明等を行った。

3 音楽出版者を対象とする取組

協会の管理業務に関する正しい情報を発信して管理委託を促進するため、音楽出版者に対し、インタラクティブ配信の管理業務の現状についての説明を行った。

4 会員数及び信託数

(1) 正会員の状況

4月1日付けで新たに正会員(法人法上の社員)となった者は著作者40者であった。一方、退会、信託終了、死亡などにより正会員でなくなった者は38者であった。

(2) 信託数の状況

新規の信託数は518(音楽出版者の事業部を単位とする42の信託を含む。)であった。一方、信託契約解除の申出や音楽出版者の事業廃止などによって73の信託が終了した。

会員数及び信託数(2023年3月31日現在)

	会 員			信 託 者	信 託 数 (会員・信託者の合計)
	正会員	準会員	合計		
作詞者	234	1,051	1,285	1,797	3,082
作曲者	307	705	1,012	1,712	2,724
作詞・作曲者	734	1,483	2,217	3,729	5,946
音楽出版者	243	472	715	2,787	3,502
承継者	-	171	171	4,478	4,649
その他	-	12	12	26	38
合 計	1,518	3,894	5,412	14,529	19,941

新規信託契約締結者数及び新規入会者数 ()内は2021年度

	著作者	音楽出版者	その他	合 計
新規信託契約締結者数	396 (295)	80 (82)	0 (2)	476 (379)
新規入会者数	85 (71)	11 (12)	0 (4)	96 (87)

第5 広報関係

1 協会の役割等への理解の促進を図る取組

(1) SNS公式アカウントの開設

2023年1月にTwitter及びFacebookの公式アカウントを開設し、情報発信を強化した。

https://twitter.com/JASRAC_1939

<https://www.facebook.com/jasrac1939/>



(2) 新たな動画コンテンツの配信開始

協会事業及び音楽著作権の仕組みの周知を図ることを目的とした新たな動画コンテンツの配信を2023年2月から開始した。なお、2012年度に配信を開始した動画コンテンツ「THE JASRAC SHOW!」は、7月に配信した第98回をもって最終回とした。

https://www.youtube.com/jasrac_official

(3) その他

中高生を主なリスナーとするラジオ番組「SCHOOL OF LOCK!」(TOKYO FM)において、協賛コーナー、CM等を放送した。

2 表彰等

(1) JASRAC賞

2021年度の分配額上位作品の著作者・音楽出版者を表彰した。

詳細は<https://www.jasrac.or.jp/profile/prize/2022.html> 参照

(2) JASRAC音楽文化賞

売上や利用実績などの数字には表れない地道な活動を行い、音楽文化の発展に寄与した功績を称え、4者を顕彰した。

詳細はhttps://www.jasrac.or.jp/profile/culture_award/09.html 参照

(3) 永年正会員表彰

長年にわたる著作活動を称えるとともに協会運営への貢献に感謝の意を表するため、正会員の在籍が継続して50年となった正会員(著作者18者、音楽出版者3者)へ表彰状及び記念品を贈呈し、2023年2月に「2022年度永年正会員お祝いの会」を開催した。

(4) 長期契約者への感謝状贈呈

30年以上にわたって協会と利用許諾契約を締結し、著作物使用料の支払により新たな創作を支えてくださった全国の615者に対し感謝状を贈呈した。

3 寄附講座等

寄附講座等(信州大学及び放送大学学園)を通じた普及啓発や、著作権法等奨学研究会(東京大学)を通じた研究支援の取組を継続した。

4 学習まんがの発行

12月、若年層への普及啓発活動の一環として、協会が企画した小学生向けの学習まんがである「音楽の著作権のひみつ」が株式会社Gakkenから発行された。協会は、同書を全国の小学校、公立図書館、児童館に寄贈した(合計約25,500部)。

5 シンポジウムの開催

2023年3月、「AI生成楽曲と著作権」と題するシンポジウムを開催し、今後のAI技術と創作活動の関係性について、音楽クリエイター、AI開発者及び法律家を招いて議論を行った。

第6 適切な競争環境の構築のための取組

1 カラオケ包括使用料への利用割合の反映

10月1日、カラオケ包括使用料への利用割合(利用された楽曲に占める管理楽曲の割合)の反映を開始した。

2 BGM等の包括使用料への利用割合反映の検討

BGM、交通機関及び上映に係る包括使用料について、利用割合の反映開始に向け、利用者団体等への説明などを行った。

第7 委託者共通の目的にかなう事業

「委託者共通の目的にかなう事業」について

著作物資料(作品届等)が提出されないために分配保留となっている使用料のうち、保留の開始から10年以上が経過した部分を、毎年度、全ての委託者に共通する目的にかなう事業のための支出に充てる制度(管理委託契約約款22条)。実施事業の具体的な内容については有識者委員会における検討結果を踏まえ、理事会で決定することとしている。

1 アジア・太平洋地域における音楽文化の普及発展のための調査・研究・開発

グローバル・デジタル・サービス・データ交換(GDSDX)プロジェクト(※)のためのソフトウェアの開発を進めた(2023年度に稼働予定)。

※ CISACアジア太平洋委員会に所属する著作権管理団体間で、音楽・動画配信コンテンツの音源情報と著作権管理団体が管理する音楽の作品情報(ISWC又は作品コード)をひも付けた情報を共有するためのプロジェクト



2 在外研究支援「JASRAC国際フェローシップ」(※)

知的財産法を専門とする有識者3名の委員で構成される「JASRAC国際フェローシップに係る研究員の選考に関する委員会」の推薦を受け、在外研究員を初めて決定した(12月7日理事会決議)。これに先立ち、11月18日から2回目の在外研究員募集を行った(2023年度以降も若手研究者の在外研究活動の支援を継続する予定である。)

※ 著作権を含む知的財産権の研究者が外国の研究機関において研究するために必要な費用を支給する事業

3 著作権の教育及び啓発「JASRAC著作権講座(仮称)」

「音楽文化事業に関する有識者委員会」は、教育現場や一般市民に対してより正確で質の高い情報を提供することで著作権の保護と利用の円滑化を促進することを目的として、五つの取組(講師キャスティング(選定)、公募型一般講座、公募型寄附講座、教材制作、講義・教材の配信)を相互に連携させながら行うことを提言する第2次答申を2023年2月の理事会に提出した(2023年度から順次実施予定)。

第8 対処すべき課題

1 音楽教室

音楽教室における演奏に著作権が及ばないことの確認を求めて一部の音楽教室事業者が提起した訴訟について、最高裁判所第一小法廷は、教師の演奏及び録音物の再生に関して、音楽教室事業者の申告受理申立てを不受理とする決定(7月28日付け)をした上で、10月24日、生徒の演奏に関して、協会の申告(※)を棄却する判決を言い渡した。

これにより、音楽教室における教師の演奏及び録音物の再生に著作権が及ぶこと(生徒の演奏には著作権が及ばないこと)が確定したことから、管理推進に向け、訴訟を提起した音楽教室事業者らで構成される団体との協議を行った。

※ 2021年3月18日に知的財産高等裁判所が協会の主張を一部退ける判決を下したことから、同月31日に申告提起及び申告受理の申立てを行っていた。

2 新型コロナウイルス感染症への対応

2020・2021年度に引き続き、各分配期の使用料送金日を2週間前倒したほか、会員に対する会費の請求を停止した。また、6月29日に開催した定時社員総会においても、インターネットによる議決権行使(電子投票)や議場の様子をライブ配信するなどの取組を継続し、正会員の利便性の確保と感染拡大防止の両立に努めた。

3 適正な対価還元等のための取組

(1) 私的録音録画補償金制度に関する取組

- 7月、CISAC(著作権協会国際連合)のガディ・オロン事務局長、ベンジャミン・ンCISACアジア太平洋地域代表及びKOMCA(韓国の著作権管理団体)のチュ・ガヨル会長が伊澤一雅理事長及び須子真奈美常務理事とともに都倉俊一文化庁長官を表敬訪問し、ガディ・オロン事務局長から、2019年のCISAC東京総会決議を踏まえた機能的で公平な私的複製補償金制度の構築を要望する旨が伝えられた。



(左から須子常務理事、チュ会長、都倉長官、オロン事務局長、伊澤理事長、ン地域代表)

- ・ ブルーレイディスクレコーダーを私的録画補償金の対象に追加する内容の著作権法施行令改正案について意見募集(パブリックコメント)が実施されたことを受け、9月、改正に賛成する意見を提出するとともに、18の権利者団体と連名で改正を強く支持する旨のプレスリリースを行った(この改正は原案どおり閣議決定され、11月25日に施行された。)。また、10月、協会が社員として運営に参画している一般社団法人私的録音録画補償金管理協会(sarah)が私的録画補償金についても指定管理団体となり、ブルーレイディスクレコーダー等に係る補償金の徴収開始に向けた準備を進めた。

(2) その他の取組

- ・ 文化審議会著作権分科会に渡辺俊幸理事が委員として参加し、利用の促進に重点が置かれがちな状況に懸念を示した上で、適正な対価還元的重要性等について意見を述べた。
- ・ 文化審議会著作権分科会法制度小委員会が実施した簡素で一元的な権利処理方策等に関するヒアリングに河邊基晴常任理事が出席し、権利保護の観点や集中管理の状況に十分に留意して慎重に検討することを求める意見を述べた。
- ・ 総務省が実施した「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会現状とりまとめ(案)」に関する意見募集(パブリックコメント)に対し、サイトブロッキングの法制化に関する本格的な検討を求める意見を提出した。
- ・ 授業目的公衆送信補償金制度の適正かつ円滑な運用に寄与する観点から、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)の運営に参画した。
- ・ 図書館等公衆送信補償金制度の適正かつ円滑な運用に寄与する観点から、一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会(SARLIB)の社員となって運営に参画した。

4 戦時加算義務解消に向けた取組

5月、BUMA・STEMRA(オランダの著作権管理団体)が、7月、APRA・AMCOS(オーストラリア及びニュージーランドの著作権管理団体)が、戦時加算義務に係る権利の放棄に同意した。これまでに17か国1地域の28団体に働きかけを行い、上記の団体を含め、10か国13団体から権利放棄の同意を得ている。

5 国際的な活動・連携

- (1) CISAC(著作権協会国際連合)総会において、6月に2022-2025期の理事選挙が実施され、協会は得票数1位で当選した。また、11月、CISACアジア太平洋委員会において、職員が副委員長に選出された。
- (2) KOMCA(韓国の著作権管理団体)チュ・ガヨル会長と弦哲也会長が4月に、MCSC(中国の著作権管理団体)劉平副主席兼総幹事と伊澤一雅理事長が2023年2月に、それぞれオンラインで会談し、団体間の協力関係を発展させていくことを確認した。

- (3) CIAM(国際音楽創作者評議会)のロレンツォ・フェレーロ名誉会長が8月に来日し、伊澤一雅理事長、須子真奈美常務理事及び渡辺俊幸理事と創作者の権利の在り方などについて意見交換を行った。
- (4) WIPO(世界知的所有権機関)主催のオンラインセミナー「Copyright Infrastructure Webinars」が9月に開催され、各国の政府知財関係者、著作権管理団体関係者及び音楽関係事業者に対し、グローバル・デジタル・サービス・データ交換(GDSDX)プロジェクト(25ページ参照)について職員が解説した。
- (5) 協会の著作権管理業務を学ぶために来会したLASCAP(ラオスの著作権管理団体)のトームタム・クアンマニヴァン理事らに対し、9月、職員がJASRACの組織や徴収・分配の仕組みなどを説明した。
- (6) MCSC(中国の著作権管理団体)及び一般財団法人遠藤実歌謡音楽振興財団主催の「日中著作権シンポジウム」が2023年2月に開催され、上原伸一理事及び増田裕一常務理事が「コロナによるコンテンツビジネスへの影響～音楽を中心に」をテーマに講演を行った。
- (7) 管理実務についての情報収集、意見交換等を目的として、下表のとおり、実務者交流会を実施した。

時期	団体名等
2022年 7月	KOMCA(韓国の著作権管理団体)
2022年 9月	STIM(スウェーデンの著作権管理団体)
2022年11月	ASCAP(アメリカの著作権管理団体)
2023年 2月	Muserk社(アメリカの録音権管理事業者)
2023年 3月	ZAIRS(ポーランドの著作権管理団体)

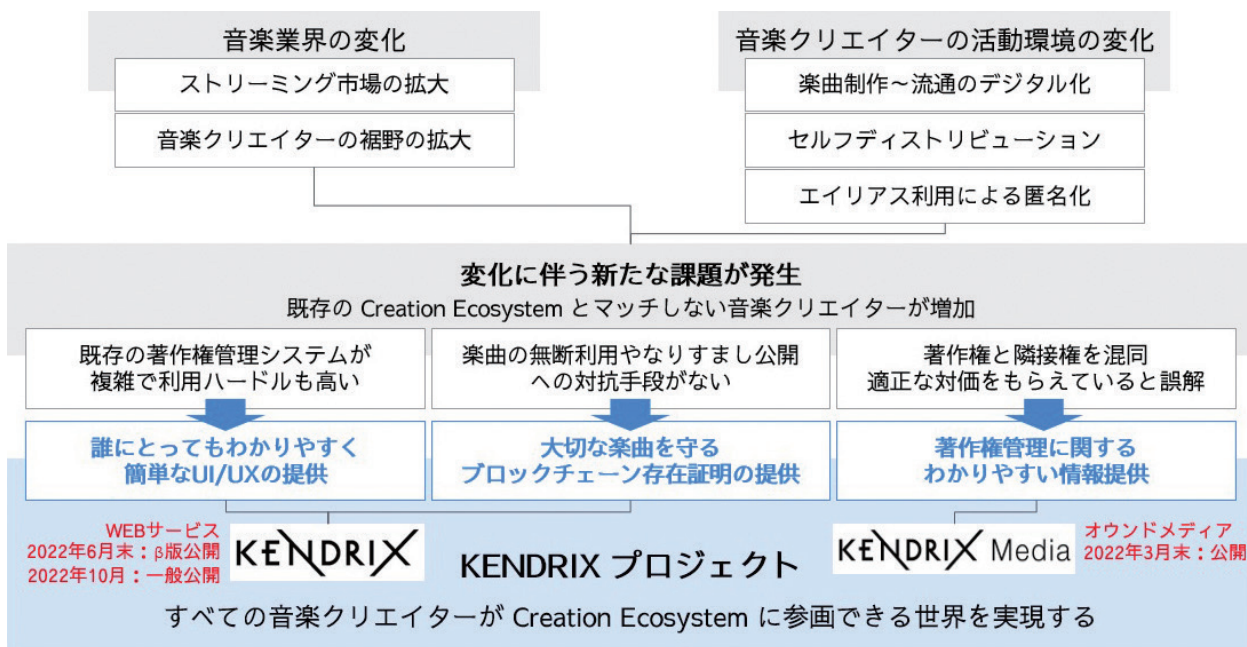
6 デジタル技術の活用

「デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」(※)をシステム開発計画の基本方針として、次の取組を行った。

※ AIやIoT等のICTを用いてビジネスや社会システムの基盤についてデジタルを前提とした仕組みに作り替える取組

- (1) ブロックチェーン技術を活用した存在証明機能とeKYC機能を備える楽曲情報管理システム「KENDRIX」の正式サービスを10月31日に開始し、2023年2月及び3月にアップデート(作品届提出機能の追加、登録可能な音声ファイル形式の追加等)を行った。KENDRIXは、「すべての音楽クリエイターがCreation Ecosystemに参画できる世界へ」というコンセプトの下で、音楽クリエイターが自ら行う楽曲管理におけるDXを支援することを目的として、開発を進めているプラットフォームである。

KENDRIXプロジェクトの背景と概要



- (2) RPA(デスクトップ業務を自動化できるソフトウェアロボット)ツールを活用し、データ処理等の業務の効率化を図る取組を継続した。

7 ウクライナ支援事業

協会は世界の著作権管理団体や創作者と共に歩む仲間として、CISACによるウクライナ支援事業「Creators for Ukraine」に賛同し、6月及び9月、会員・信託者及び役職員から募った支援金合計約200万円をCISACが創設した基金に寄附した。この支援金はウクライナの著作権管理団体NGO-UACRRの会員や職員への支援等に役立てられた。

また、同事業の一つである「Songs for Ukraine」キャンペーン(ウクライナの音楽の利用を促し、ウクライナの創作者への使用料分配を増加させるキャンペーン)の一環として、ウクライナ出身の委託者ナターシャ・グジー氏のインタビュー記事をホームページや会報で公開した。

8 インボイス制度への対応

2023年10月1日のインボイス制度(消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式)の開始に伴い、同年12月分配期以降、分配使用料における消費税の取扱いを変更することから、委託者向けの説明会を複数回にわたり実施し、理解を求めた。

9 組織力強化のための取組

(1) 働き方改革

テレワーク・時差出勤の推奨、オンライン会議の活用、各種資料等のペーパーレス化の推進など、柔軟な働き方を実現して生産性の向上を図る取組を継続した。

(2) 人材育成

- ・ 著作権管理の実務に習熟するためのセミナー・研修、役職等に応じた階層別研修、債権管理やデータ分析などの専門知識・技術を習得するための研修を職員に受講させた。
- ・ 将来の経営層を担う人材の育成を目的として2021年度に新設したMBA(経営学修士)取得支援制度に基づき、職員を国内の大学院(ビジネススクール)に入学させた。

第9 役員等に関する事項

1 会長並びに理事、監事及び会計監査人

2023年3月31日現在

会長	理事長	重要な兼職等
弦哲也	伊澤一雅	CISAC(著作権協会国際連合)理事

常務理事	担当	重要な兼職等
中戸川直史	組織本部統括 労務担当 特命：監査部	(公社) 著作権情報センター 理事長 (一財) 日本音楽産業・文化振興財団 副理事長
増田裕一	業務本部統括	(一社) 私的録音録画補償金管理協会 理事長 (一社) 授業目的公衆送信補償金等管理協会 理事
須子真奈美	資料分配本部統括 国際担当 女性活躍推進	BIEM(録音権協会国際事務局) 執行委員 (一社) 音楽情報プラットフォーム協議会副代表理事

常任理事	担当	重要な兼職等
河邊基晴	財務担当 渉外担当	
露木孝行	業務本部長 特命：会務部	
宇佐美和男	組織本部長 特命：送信部	日本国際著作権法学会(ALAI JAPAN) 理事 (一社) 私的録音録画補償金管理協会 常任理事
嶋谷達也	資料分配本部長 情報システム担当	(一社) 著作権情報集中処理機構 理事

理事(正会員作詞者区分)		重要な兼職等がある場合はその旨
石原信一	(一社)日本作詩家協会 会長 (一社)日本音楽作家団体協議会 会長	たきのえいじ
原文彦		前田たかひろ
巻上公一		松井五郎

理事(正会員作曲者区分)		重要な兼職等がある場合はその旨
エンドウ.	(一社)日本音楽作家協会 会長	岡千秋
小六禮次郎	(一社)日本作編曲家協会 理事長 (一社)日本音楽作家団体協議会 理事長	千住明
水森英夫		渡辺俊幸

理事(正会員音楽出版者区分)		重要な兼職等がある場合はその旨	
赤塚博人	(株)フジパシフィックミュージック 常務取締役	稲葉豊	(一社)日本音楽出版者協会 会長 (株)ユーズミュージック 代表取締役
瀧澤千絵	(株)日音 常務取締役	平野達郎	渡辺音楽出版(株) 取締役
堀義貴	(株)ホリプロ 取締役	見上チャールズ裕	(株)ソニー・ミュージックパブリッシング 代表取締役

理事(学識経験者)		重要な兼職等がある場合はその旨	
上原伸一	国士舘大学大学院客員教授	鈴木貴歩	ParadeAll(株) 代表取締役
角田政芳	東海大学客員教授・弁護士	戸ノ下達也	都留文科大学・明星大学非常勤講師

監事		重要な兼職等がある場合はその旨	
佐藤和子(常勤)		大井和人(学識経験者)	税理士
大谷明裕(正会員)		万城たかし(正会員)	

会計監査人
監査法人ナカチ

- (注)1. 各学識経験者理事4名及び学識経験者監事1名並びに会計監査人は、協会との間で、定款35条1項の規定に基づき、法人法111条1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としている。
2. 協会は、法人法118条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結している。当該契約に基づく被保険者の範囲は、全ての理事及び監事並びに理事会で選任された重要な使用人(2023年3月末現在該当者は副本部長2名)である。

2 職員数(2023年3月31日現在)

503人(嘱託職員を含む。) 内訳 本部340人 支部163人

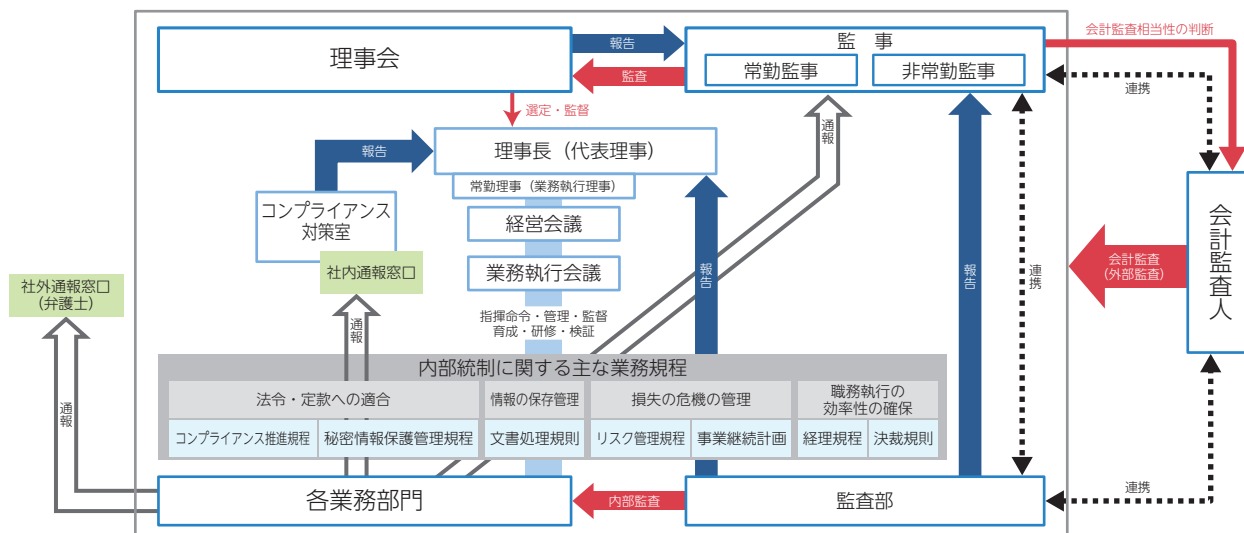
第10 内部統制システムの整備及びその運用状況

2010年4月、「内部統制システムの整備に関する基本方針」(35ページ参照)を理事会で決議し(2015年4月、法人法施行規則の改正に合わせて一部変更)、同方針に基づく適正な事業運営に努めている。

内部統制システム(※)の運用状況は以下のとおりである。

※ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要な体制の総称

協会における内部統制システムの概略図



- 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - 「コンプライアンス推進規程」等の業務規程に基づきコンプライアンスの徹底を最優先した事業運営を行っている。また、役職員に対して独占禁止法やハラスメントに関するコンプライアンス研修を実施した。
 - 「秘密情報保護管理規程」、他団体への出向役職員の秘密情報保護に関する規程等に基づき、情報管理の徹底を図っている。
 - コンプライアンス通報に対応するため、コンプライアンス対策室内の社内通報窓口のほか、弁護士が担当する社外通報窓口を協会外に置いている。
 - 演奏権管理分野における管理委託範囲選択区分の細分化に伴い、カラオケの包括使用料の利用割合(利用された楽曲に占める管理楽曲の割合)反映を開始した。

- 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
理事会等主要な会議の議事録等は、「文書処理規則」等の業務規程に従って作成し、保存した。
- 3 損失の危機の管理に関する体制について
 - ・ 「リスク管理規程」に基づく緊急事態対策本部において策定した「新型コロナウイルス感染予防対策」について、社会経済活動と感染拡大防止を図っていくという政府の方針も踏まえ、改訂を行った。引き続き感染症拡大防止に努めるとともに、使用料の分配を所定の分配期に遅滞なく行うための業務体制を整えた。
 - ・ 「リスク管理規程」「資金の管理・運用に関する規程」等の業務規程に従い、リスクへの対応及び協会の財産の損失防止を図るとともに、2020年度に制定・施行した「事業継続計画細則(分配業務)」の適切な運用に向けた分配業務初動訓練及び実務作業訓練を実施した。
- 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
業務運営を円滑に行うため、経営会議及び業務執行会議を定期的で開催し、詳細かつ迅速な意思決定を行った。また、「経理規程」「決裁規則」等の業務規程に沿った決裁、意思決定等を行った。
- 5 監事の職務を補助すべき使用人に関する事項について
監事からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められたときは、速やかに監事補助人を配置することとしている。
- 6 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制について
理事及び内部監査部門等は、その職務の執行状況について監事に報告し、必要に応じて説明を行った。
- 7 監事の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について
監事の職務執行について生ずる費用又は債務は協会が負担している。
- 8 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
監事は、理事長、常務理事、常任理事、会計監査人等と意見交換を行ったほか、経営会議、業務執行会議等の会議に出席するなどして、理事の職務執行の状況及び内部統制の実施状況の把握に努めた。

【参考】会議の開催状況

定時社員総会	6月29日	
社員への事業報告会	11月11日	
理事会	定例理事会 (12回)	臨時理事会 (2回)
経営会議	定例経営会議 (24回)	臨時経営会議 (21回)
業務執行会議	42回	
監事会	15回	

I 内部統制システムの整備に関する基本的な考え方

当協会は、「音楽の著作物の著作権を保護し、あわせて音楽の著作物の利用の円滑を図り、もって音楽文化の普及発展に寄与すること」を目的として掲げ、音楽の著作物の著作権に関する管理事業、音楽文化の振興に資する事業などを通じて実践している。

当協会は、これらの事業の運営について、その指針となる「JASRAC行動指針」に基づき、コンプライアンスを最優先して適切に行うとともに、次のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。

II 内部統制システムに関する体制の整備

- 1 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（法人法第90条第4項第5号及び法人法施行規則第14条第4号関連）
理事及び職員等が、法令及び定款を遵守することはもとより、高い倫理を持ち、適切に職務を執行していくために、以下の取組を行う。
 - （1）「コンプライアンス推進規程」等の業務規程に基づき、当協会の社会的信頼の維持及び向上に資するための体制を整備するほか、公益通報者保護に関する体制を整備し、理事及び職員等の適切な職務執行を行う。
 - （2）理事及び職員等に対して、定期的に研修等を実施して、法令及び定款等違反を未然に防止する。
- 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（法人法施行規則第14条第1号関連）
理事の職務の執行に係る情報の管理を行い、適正かつ効率的な職務執行に資するため、以下の取組を行う。
 - （1）理事の職務執行に係る情報として、理事会等主要な会議の議事録、社内決裁に係る起案書、各種契約書等を「文書処理規則」等の業務規程に基づき、保管責任者、保管期間等を定め、文書又は電磁的情報により記録し、保存する。
 - （2）「電磁的業務情報等保護管理規程」等の業務規程に基づき、情報セキュリティ体制を構築し、文書又は電磁的情報等の漏洩、紛失等を防止するとともに、情報の管理を徹底する。
- 3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制（法人法施行規則第14条第2号関連）
協会を取り巻く危険やリスクがもたらす損失を予防するとともに、実際に損失が発生した場合に迅速かつ的確に対処するため、以下の取組を行う。
 - （1）「リスク管理規程」等の業務規程に基づき、協会の業務に関する様々なリスクを未然に防止するとともに、実際に損失が発生した場合には、直ちに理事会及び理事長に情報が伝わる仕組みを構築し、損失の最小化に努める。
 - （2）協会の財産の損失を防ぐために、協会財産の管理・運用に係る基準等を定める。
- 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（法人法施行規則第14条第3号関連）
理事の職務執行が効率的に行われるため、以下の取組を行う。
 - （1）各事業年度のはじめまでに事業計画及び収支予算を定め、限られた経営資源を効率的に活用する。
 - （2）定例理事会を月1回開催する。
 - （3）業務運営を円滑に行うため、理事長、常務理事、常任理事、協会の職員等で組織する経営会議及び業務執行会議を定期的に開催し、理事長若しくは常務理事又は常任理事の職務執行を効率的に行うための審議を行う。
 - （4）「経理規程」、「決裁規則」等の業務規程により、理事及び職員等の職務執行が円滑に行われるよう、その基準を明確に定める。
- 5 監事がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の理事からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監事の指示の実効性の確保に関する事項（法人法施行規則第14条第5号から第7号まで関連）
 - （1）監事からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められたときは、速やかに監事補助人を配置するものとする。この場合において、監事に人選に関する意見があるときは、その意見を尊重するよう努めるものとする。
 - （2）監事補助人は、監事（当該監事補助人が補助すべき監事に限る。（3）から（5）までにおいて同じ。）の指示に従いその職務を遂行する。

- (3) 理事及び職員等は、監事補助人が監事の指示に従って行う調査に対し、誠実に協力するものとする。
- (4) 監事補助人は、その職務について監事以外の者の指揮命令を受けないものとする。
- (5) 監事補助人の考課及び異動について監事に意見があるときは、その意見を尊重するよう努めるものとする。
- 6 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制（報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含む。）（法人法施行規則第14条第8号及び第9号関連）
 - (1) 理事及び職員等が次の事項を発見したときに遅滞なく監事に報告をするための連絡体制を確立し、それを理事及び職員等に周知徹底する。
 - ① 法令、社会規範又は協会の規程等に違反する事項又は違反するおそれがある事項
 - ② 協会の社会的信頼又は事業運営の公平・公正を失わせる事項又は失わせるおそれがある事項
 - ③ 上記①及び②のほか、協会の業務又は財産に損害を及ぼすおそれがある事項
 - (2) 上記（1）の報告をした理事又は職員等に対して当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをしてはならないものとし、その旨を理事及び職員等に周知徹底する。
 - (3) 理事会は、監事から上記（2）に反する取扱いがされた疑いがある旨の報告（法人法第100条に規定する報告）を受けたときは、事実関係の究明を図り、その結果に応じて所要の措置を講ずるものとする。
- 7 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（法人法施行規則第14条第10号関連）

法人法第106条の規定による費用の前払又は償還の請求その他の請求の手続については、監事の意見を聴取した上で定めるものとする。
- 8 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制（法人法施行規則第14条第11号関連）

監事の監査が実効的に行われるため、以下の取組を行う。

 - (1) 監事の求めに応じて、理事長、常務理事、常任理事、会計監査人等は、定期的及び随時、監事と意見交換を実施する。
 - (2) 監事は、経営会議、業務執行会議その他の重要な会議に出席できるものとする。
 - (3) 監事は、職務執行の状況及び内部統制の実施状況を監査するために、理事及び職員等に対して、いつでも報告を求めることができる。報告を求められた理事及び職員等は、当該事項について速やかに報告を行う。

以上